

民生委員・児童委員事業

健康福祉部福祉総務課(電話:457-2326)

1 目的

平成 28 年 11 月末をもって任期が満了する民生委員・児童委員（主任児童委員含む）の一斉改選にあたり、民生委員・児童委員を増員し、地域における福祉課題への対応を図る。

2 背景

近年の少子高齢化や単身世帯・核家族化の急速な進行とともに、地域や人との関わりを拒む人が増加するなど地域社会の人間関係の希薄化により、地域の福祉課題が複雑・多様化しており、民生委員・児童委員に対する地域からの期待が高まっている。

3 事業内容

定数等の推移

(単位：人)

任期	H17～H19	H19～H22	H22～H25	H25～H28	H28～H31
定数	1,271	1,303	1,318	1,328	1,340
対前任期増減	—	32	15	10	12
実人数	1,271	1,279	1,303	1,306	
対前期増減	—	8	24	3	

※実人数は各任期の最終年度 11 月時点、H25～H28 は平成 28 年 1 月時点

- ・国が示す民生委員配置の参酌基準 220 世帯～440 世帯に 1 人

浜松市：改選前 269.0 世帯に 1 人、改選後 266.4 世帯に 1 人（世帯数：平成 28 年 1 月時点）

4 事業費 168,420 千円

- ・負担金補助及び交付金 160,983 千円（民生委員等の活動に対する負担金等）
- ・報償費 2,688 千円（退職者への記念品等）
- ・その他 4,749 千円（事務費等）

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業

健康福祉部福祉総務課(電話:457-2326)

1 目的

地域福祉のコーディネートを行うコミュニティソーシャルワーカー（以下 CSW）の配置を支援し、個別相談への対応や地区社会福祉協議会をはじめとする地域福祉活動の支援を行うとともに他団体との連携を推進し、地域の様々な福祉課題の解決につなげる。

2 背景

- ・高齢化・核家族化や地域とのつながりの希薄化が進み、社会的孤立や制度の狭間にある人への支援などが地域社会の大きな課題となっている
- ・地域社会の課題に対応するため、地区社会福祉協議会をはじめとする住民の地域福祉活動の支援に力を入れていく必要がある

3 事業内容

(1) 平成 27 年度の取組状況

- 効果・手法検証のためのモデル事業として浜松市が浜松市社会福祉協議会へ委託
中区・北区へ各 1 人の CSW を配置
- ・地区社会福祉協議会等への活動支援
 - ・アセスメントシートを活用して地域の課題を明確化する地域診断の実施
 - ・個別相談支援（関係する相談窓口へのつなぎ、情報提供）

(2) 平成 28 年度の取組内容

- 平成 28 年度からは浜松市社会福祉協議会が実施主体となり、本格実施
CSW の増員により事業を拡充 市内へ 4 人の配置を支援
- ・地域支援～住民主体の地域福祉活動の活性化～
 - ・個別支援～制度の狭間にあり、課題を抱える者への対応～
 - ・仕組みづくり～地域や関係機関との連携～

4 事業費 27,494 千円

※地域福祉活動推進事業 30,846 千円の一部

- ・負担金補助及び交付金 27,494 千円（CSW 配置事業負担金）

生活困窮者自立支援事業

健康福祉部福祉総務課(電話:457-2326)

1 目的

住宅の確保や進学問題など、生活困窮者の様々な相談に応じ、生活保護に至る手前で総合的な支援を実施し、生活困窮からの早期脱却を支援する。

2 背景

平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法施行により、福祉事務所設置自治体による自立相談支援事業等の実施が義務付けられた。

3 事業内容

(1) 自立相談支援事業

生活困窮者に対する総合相談窓口を設置し、相談に応じて適切な関係機関へのつなぎや課題解決に向けた支援

相談拠点 1 か所及びサテライト窓口

(2) 住居確保給付金支給事業

離職者で住宅を喪失している者等に対し、住居確保給付金の支給や就労支援

(3) 就労準備支援事業

就労に向けた課題を抱える方に対して、健康・生活管理の意識向上や社会参加能力の習得、継続的な就労経験の場の提供といった就労活動に向けた準備支援

(4) 学習支援事業

生活保護及び困窮世帯の中学 3 年生に対する訪問支援、勉強会の開催

4 事業費 62,826 千円 (財源 : 国 44,498 千円)

- ・委託料 52,980 千円 (生活困窮者自立支援事業委託料)
- ・扶助費 9,000 千円 (住居確保給付金)
- ・その他事務費 846 千円

臨時福祉給付金等事業

健康福祉部福祉総務課(電話:457-2326)

1 目的

消費税率引き上げの影響を緩和するため、低所得者に対し給付金を給付するとともに、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の障害基礎年金・遺族基礎年金受給者に対し給付金を給付する。

2 背景

臨時福祉給付金事業を含む国の「平成28年度一般会計予算(案)」が平成27年12月24日に閣議決定された。

3 事業内容

項目		平成27年度2月補正	平成28年度当初予算
簡素な給付措置(臨時福祉給付金)	支給対象	/	基準日において浜松市の住民基本台帳登録があり、市民税(均等割)が課税されていない者 ただし以下の者は対象外 ・市民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等 ・生活保護受給者等
	基準日		平成28年1月1日
	給付額		一人につき3,000円(支給開始予定:10月)
	対象人数		140,000人
年金生活者等支援臨時福祉給付金	支給対象	平成27年度の臨時福祉給付金支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる者 <平成27年度支給対象者> 基準日において浜松市の住民基本台帳登録があり、市民税(均等割)が課税されていない者 ただし以下の者は対象外 ・市民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等 ・生活保護受給者等	平成28年度の臨時福祉給付金支給対象者のうち、障害基礎年金、遺族基礎年金受給者(平成27年度の年金生活者等支援臨時福祉給付金受給者を除く。)
	基準日	平成27年1月1日	平成28年1月1日
	給付額	一人につき30,000円(支給開始予定:6月)	一人につき30,000円(支給開始予定:10月)
	対象人数	70,000人	9,500人

4 事業費 900,000千円(財源:国 900,000千円)

・給付費 705,000千円

臨時福祉給付金 420,000千円(@3,000円×140,000人=420,000,000円)

年金生活者等支援臨時福祉給付金 285,000千円(@30,000円×9,500人=285,000,000円)

・事務費 183,000千円

・人件費 12,000千円

手話言語の推進に関する条例関連事業

健康福祉部障害保健福祉課(電話:457-2034)

1 目的

手話への理解の促進及び手話の普及を図り、ろう者及びろう者以外の者との共生ができる地域社会の実現を目指す。

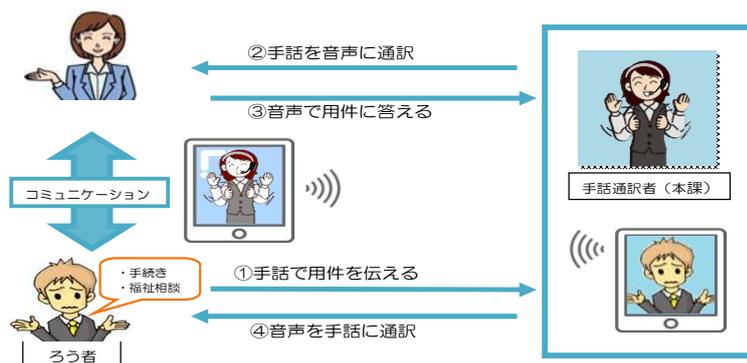
2 背景

- ・平成 28 年 4 月施行の手話言語の推進に関する条例に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及のための施策を推進する
- ・平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、地方公共団体は障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、差別解消に向けた啓発活動の実施が求められている

3 事業内容

(1) (新規) ICT を活用した遠隔手話通訳サービスの実施

市役所及び区役所にタブレット型端末を配置し、テレビ電話機能を活用した画面越しの手話通訳を行い、ろう者の窓口サービス等の利便性を向上させる。



(2) 手話通訳者の養成、盲ろう者通訳介助員の養成・派遣

静岡県、静岡市と共同で手話通訳者の養成、盲ろう者通訳・介助員の養成講座を開催
盲ろう者の要請を受けて、日常生活の介助等を行う盲ろう者通訳・介助員を派遣

(3) 手話奉仕員等の養成・派遣

公的機関や病院の窓口等でのコミュニケーションを支援する手話奉仕員の養成、派遣

(4) 手話通訳者・要約筆記者の派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意志伝達に支援が必要な人の社会参加を支援するための手話通訳者、要約筆記者の派遣

4 事業費 16,292 千円(財源:国 5,404 千円、県 2,279 千円)

※地域コミュニケーション促進事業 17,513 千円の一部

- ・扶助費 10,743 千円(手話奉仕員の派遣等)
- ・負担金補助及び交付金 4,103 千円(盲ろう者通訳介助員の養成)
- ・その他 1,446 千円

障害者差別解消法関連事業

健康福祉部障害保健福祉課(電話:457-2034)

1 目的

障害を理由とした差別を解消するため、障害に対する正しい知識の啓発や、それぞれの障害の特性に合わせた合理的配慮を行う。

2 背景

平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、地方公共団体は障害を理由とする不当な差別的取扱の禁止、合理的配慮の提供、差別解消に向けた啓発活動の実施が求められている。

3 事業内容、事業費

区分	事業費 (単位:千円)	所管課	事業内容
(1) 合理的配慮の提供	443,750		
ア 教育環境の整備	241,160		
発達支援教育推進事業	6,445	教職員課	通級指導教室16校、幼児ことばの教室21教室の運営 共生・共育推進事業の実施など
発達支援教育指導員等配置事業	151,423	教職員課	発達支援教育指導員、スクールヘルパー、看護師の配置
放課後児童会運営支援事業	83,292	教育総務課	放課後児童会での障害児受入
イ 公共施設のUD化	192,513		
スポーツ施設整備事業	34,900	スポーツ振興課	浜松アリーナトイレのUD化
学習等供用施設整備事業	1,804	生涯学習課	葵が丘会館トイレのUD化
公共建築物ユニバーサルデザイン推進事業	155,809	公共建築課	協働センターのUD化 8施設実施設計、4施設工事
ウ 合理的配慮の提供体制の整備	2,512		
図書館サービス事業	884	中央図書館	音訳・点訳奉仕者の養成など
障害者福祉運営経費	1,628	障害保健福祉課	点字プリンタの購入
エ その他	7,565		
調査・広報事業	54	調査法制課	点字版議会広報紙の作成
市政広報事業	6,951	広聴広報課	点字版広報の作成
資源物処理事業	560	廃棄物処理課	点字版分別収集カレンダー及びごみ資源物の正しい出し 方の作成
(2) 啓発事業	2,031		
地域コミュニケーション促進事業	984	障害保健福祉課	障害者週間の啓発、手話講座、補助犬セミナーの開催等
障害者福祉運営経費	1,047	障害保健福祉課	啓発リーフレットの作成、職員研修、
合計	445,781		

障害者計画・障害福祉計画策定事業

健康福祉部障害保健福祉課(電話:457-2034)

1 目的

障害者基本法および障害者総合支援法に基づき、障がいのある人の自立及び社会参加等の支援に向けた総合的な施策に関する基本的な計画を策定するもの。

2 背景

- ・「障害者計画」は障害者基本法において、「障害福祉計画」は障害者総合支援法において計画策定が義務付けられている
- ・「第2次浜松市障がい者計画」及び「第4期浜松市障がい福祉実施計画」がともに平成29年度末に終期を迎える

3 事業内容

(1) 計画概要

- ・障害者計画（計画期間5年間 現行計画：平成25年度～平成29年度）
障がいのある人の自立及び社会参加の支援に向けた総合的な施策に関する基本的な計画
- ・障害福祉計画（計画期間3年間 現行計画：平成27年度～平成29年度）
障害福祉サービス提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるもの

(2) 事業内容

市内の障がいのある人の現状や障害福祉サービスの利用状況の実態及び障がいのある人のニーズ把握のための実態調査。2つの計画にかかる実態調査を一括で実施。

- ・対象者数：3,000人
- ・調査時期：平成28年秋ごろ
- ・調査内容：障がいのある人の生活状況、障害福祉サービスの利用状況、サービスニーズなど
調査項目については浜松市障害者施策推進協議会にて諮問

(3) スケジュール

- ・平成29年度 パブリックコメントの実施・計画策定
- ・平成30年度～ 新計画に基づく施策の推進

4 事業費 2,960千円

- ・委託料 2,960千円（計画にかかる実態調査委託）

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業

健康福祉部高齢者福祉課(電話:457-2789)

1 目的

高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施を図るための総合的な指針として、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体化した、次期「はままつ友愛の高齢者プラン」(平成30年度～32年度)を平成29年度に策定する。

2 背景

- ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、老人福祉法及び介護保険法においてそれぞれ計画の策定が義務付けられている
- ・現在の「はままつ友愛の高齢者プラン」が平成29年度末で終期を迎える
(計画期間3年間 平成27年度～29年度)

3 事業内容

(1) 計画概要

総称：はままつ友愛の高齢者プラン

計画名：第8次浜松市高齢者保健福祉計画(根拠：老人福祉法第20条の8)

第7期浜松市介護保険事業計画(根拠：介護保険法第117条第1項)

期間：平成30年度～平成32年度

内容：高齢者の現状と施策の方向性、重点事業、介護保険サービス見込量と保険料

(2) 実態調査

計画策定のための基礎資料とするためアンケート調査を実施

調査項目：高齢者の超高齢社会に対する意識や生活状況、活動状況

介護保険サービスに対する意向やサービス利用状況 など

調査対象：高齢者5,000人、介護認定者5,000人(介護保険サービス未利用者含む)、

介護サービス等提供事業所500か所

(3) スケジュール

- ・平成28年度 実態調査
- ・平成29年度 パブリックコメントの実施、計画策定
- ・平成30年度～ 新計画に基づく施策の推進

4 事業費 5,023千円

- ・委託料 3,770千円(調査結果のデータ集計・分析・報告書作成等)
- ・郵便料 1,103千円(調査票返信郵便料)
- ・その他事務費 150千円

高齢者あんしん一時宿泊事業

健康福祉部高齢者福祉課(電話:457-2789)

1 目的

高齢者の生活の安定を支援するため、緊急に保護が必要となった高齢者や心身の状況等により在宅生活が困難となった高齢者に対し、一時的な滞在場所を提供する。

2 背景

高齢者人口の増加に伴い、心身の機能に低下が見られる高齢者、ひとり暮らし等の日常生活に不安を抱える高齢者が増加している。

3 事業内容

平成 27 年度まで、一般会計の地域高齢者見守り・支援事業として実施していた「緊急宿泊事業」と介護保険事業特別会計の地域支援事業として実施していた「生活管理指導短期宿泊事業」を再編

(1) 緊急宿泊事業

特別養護老人ホームに 24 時間 365 日受け入れ可能な空き部屋を用意し、被虐待者など緊急に保護の必要な高齢者を迅速に保護する

対 象：緊急に保護が必要な高齢者

保護施設：特別養護老人ホーム（2 施設 2 床を確保）

日 数：最長 7 日間（別の施設へつなげるまでの短期入所）

(2) 短期宿泊事業

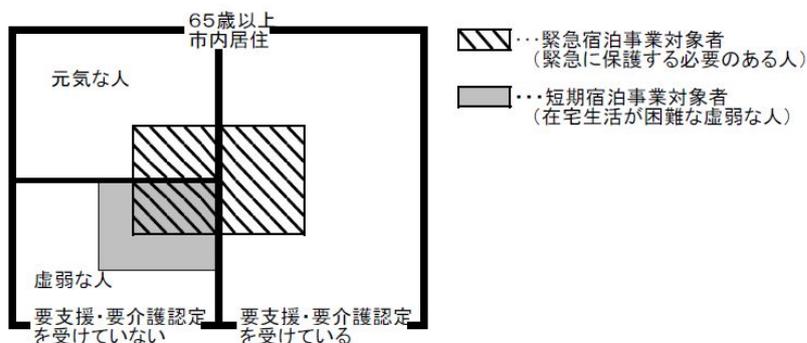
心身の状況により在宅生活が困難な高齢者の一時的な滞在場所を確保する

対 象：65 歳以上で要支援・要介護認定を受けていない在宅生活が困難な高齢者

保護施設：養護老人ホーム、生活支援ハウス、特別養護老人ホームなど

日 数：原則 1 回の利用につき 7 日以内（年 4 回以内）

事業対象者のすみ分けイメージ



4 事業費 12,350 千円

※地域高齢者見守り・支援事業 22,073 千円の一部

- ・委託料 12,180 千円（緊急宿泊事業 3,703 千円、短期宿泊事業 8,477 千円）
- ・その他事務費 170 千円

認知症施策推進事業

健康福祉部高齢者福祉課(電話:457-2789)

1 目的

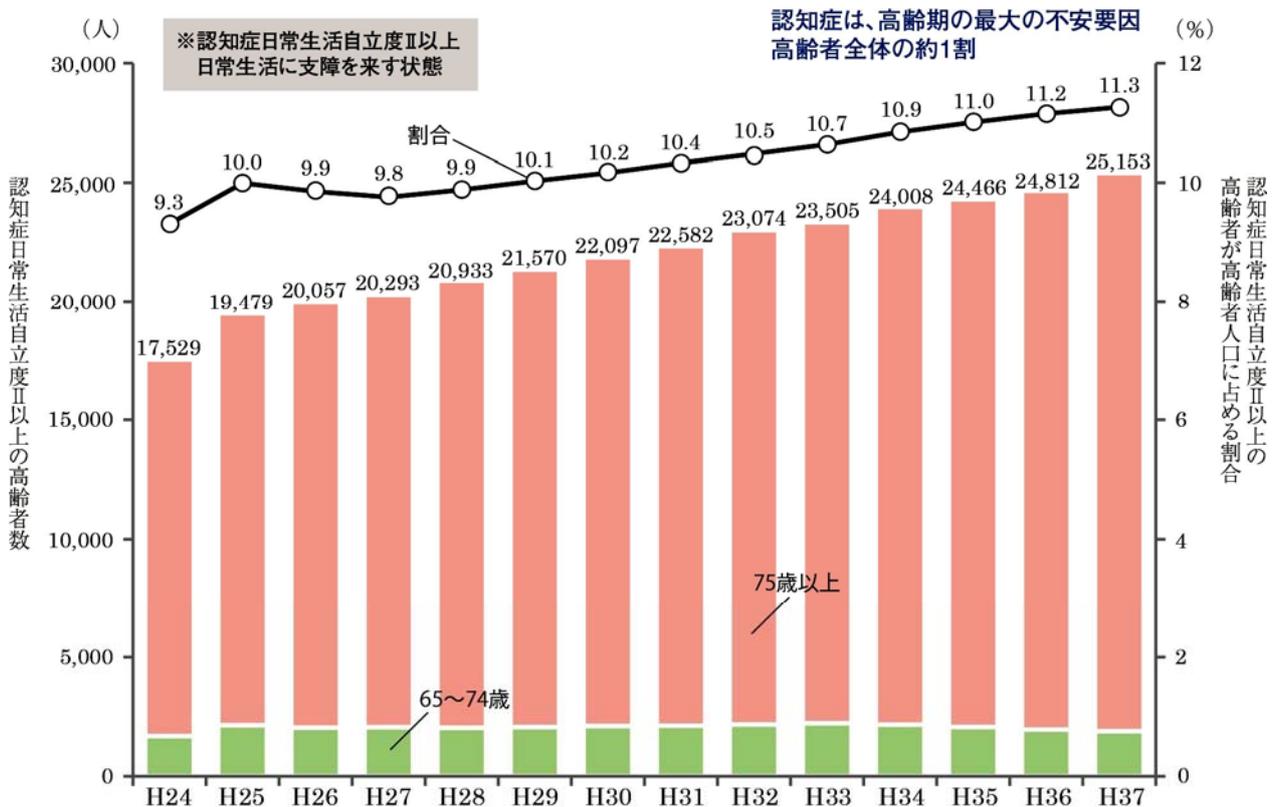
超高齢社会の最重要課題のひとつである認知症対策の強化のため、これまでの認知症に対する理解を深める「普及・啓発」に加え、「本人・家族支援」、「早期発見・早期治療」、「予防・重度化防止」について重点的に取り組み、認知症施策の推進を図る。

2 背景

- ・認知症の高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、予防、早期発見・早期治療体制の充実が求められている
- ・介護認定における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者が平成26年10月時点で約20,000人
急速な高齢化により、10年後には約25,000人に増加することが見込まれる

※認知症日常生活自立度Ⅱ以上 … 生活に支障をきたす状態

【認知症高齢者の推移と推計】



※各年10月1日現在数値、H27以降は高齢者福祉課試算による推計値
 ※認知症日常生活自立度Ⅱ以上の判定は、介護認定審査会における主治医意見書によるもの
 ※この推移と推計には、要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は含まれない

3 事業内容

種別	事業名	H28		H28 事業内容
		一般	特会	
1 普及・啓発 事業費 1,403 千円	(1) 認知症に関する講演会	452		正しい知識と接し方、最新情報の提供（講演会 1 回 300 人）
	(2) 啓発パンフレット配布	951		正しい知識の普及啓発（7,500 部作成）
2 本人・家族支援 事業費 9,244 千円	(1) 認知症サポーター養成	710		地域における理解者・支援者の養成（3,500 人）
	(2) キャラバン・メイト養成・活動支援	587		市独自の認知症サポーター養成講座講師の養成（50 人）
	(3) 徘徊高齢者早期発見		新規 1,174	早期発見につなげる靴用シール配付と不明者情報のメール配信（シール 300 人分）
	(4) 認知症地域支援		6,300	認知症カフェの設置による本人・家族支援の効果検証（モデル 7 か所）
	(5) 認知症地域支援推進員養成		473	医療機関や介護サービス、地域の支援関係者をつなぐ役割を担う推進員を養成（7 人）
3 早期発見・早期治療 事業費 10,007 千円	(1) 認知症疾患医療センター運営支援	8,470		鑑別診断や専門医療相談を行うセンターの運営支援（指定先：聖隷三方原病院）
	(2) 認知症サポート医養成・フォローアップ研修	770		かかりつけ医への助言や支援を行う認知症サポート医の計画的な養成（7 人）
	(3) かかりつけ医認知症対応力向上研修	335		診療所等の主治医を対象とした知識・技術の習得（県・静岡市との共催 130 人）
	(4) 認知症ケアパス配布	432		状態に応じたサービスの流れを示すガイドブック（5,000 部）
4 予防・重度化防止 事業費 10,950 千円	(1) 認知症チェックリスト配布	286		本人や家族が気づける簡易な自己診断の目安（66,000 枚）
	(2) 認知症初期集中支援		新規 6,254	医療・介護の専門職チームが家庭訪問し、受診勧奨やサービス提供につなげる（8 件）
	(3) 認知症ケア向上		4,410	社会的なつながりと運動等を取り入れた療法活動の効果検証（モデル 3 か所）
事業費		12,993	18,611	
		31,604		

4 事業費 31,604 千円

一般会計 事業費 12,993 千円（財源：国 6,280 千円）

介護保険特別会計 事業費 18,611 千円

（財源：国 7,257 千円、県 3,628 千円、繰入金 3,628 千円）

・認知症施策推進事業 17,437 千円

・〈新規〉徘徊高齢者早期発見事業 1,174 千円

老人福祉施設整備費助成事業

健康福祉部高齢者福祉課(電話:457-2789)

1 目的

在宅での生活が困難な高齢者の生活の場所を確保するため、特別養護老人ホームを整備する。

2 背景

特別養護老人ホームの入所待機者のうち在宅で要介護度 4・5 の重度の待機者を平成 30 年度までに解消することを目指し、計画的に整備を進める。

- ・特別養護老人ホーム入所待機者数 2,454 人(平成 27 年 8 月 1 日時点)
- ・うち在宅重度(要介護度 4・5)待機者 409 人

3 事業内容

- (1) 補助単価 1 床当たり上限額 2,700 千円
 (2) 整備数 4 施設(創設 3 施設、増築 1 施設)
 300 床(特養 260 床、ショートステイ専用居室 40 床)

4 事業費

- (1) 当初事業費 369,000 千円

事業者	施設名称	予定地	区分	定員	補助金額
(仮)(福)晃仁会	(仮)湖東の杜	西区 湖東町	創設	特養 90 床 ショート 10 床	170,000 千円 1,700 千円×100 床
(福)三和会	(仮)宇布見砂丘寮	西区 雄踏町宇布見	創設	特養 70 床 ショート 10 床	136,000 千円 1,700 千円×80 床
(福)七恵会	浜松中央長上苑	中区 中島二丁目	増築	特養 30 床 ショート 10 床	63,000 千円 1,575 千円×40 床
合計	3 施設	整備床数		特養 190 床 ショート 30 床	369,000 千円

- (2) 債務負担行為限度額 144,000 千円(H28:0 千円 H29:144,000 千円)期間:H28~29

事業者	施設名称	予定地	区分	定員	補助金額
(福)奥山老人ホーム	(仮)第二奥山老人ホーム	北区 引佐町奥山	創設	特養 70 床 ショート 10 床	144,000 千円 1,800 千円×80 床

【参考】整備計画(友愛の高齢者プラン)

区分	第 5 期			第 6 期		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
特別養護老人ホーム整備床数	214	119	249	349	250	250
介護付有料老人ホーム整備床数	29	29	154	165	0	195
特養入所	総数					
待機者	3,291	3,083	2,848	2,686	2,612	2,538
	うち在宅重度者					
	483	417	361	266	177	89

〈新規〉低所得者高齢者等住まい・生活支援モデル事業

健康福祉部高齢者福祉課(電話:457-2789)

1 目的

中山間地域において、心身の状況や地理的な理由、経済的理由等により自立した生活を送ることが困難な高齢者が住み慣れた地域の拠点エリアで安心して継続的に暮らせるよう、空き家等の活用による住居の確保や日常生活上の支援など、地域における支援体制を構築する。

2 背景

- 中山間地域では過疎化、核家族化、高齢化が急速に進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加している

地区	総世帯数 (世帯)	総人口 (人)	65歳以上 人口 (人)	65歳以上 人口比率 (%)	75歳以上 人口比率 (%)	ひとり暮らし高齢者 ・高齢者のみの世帯	
						65歳以上 人口に占 める割合	総世帯数 に占める 割合
市全体	327,467	809,065	207,465	25.6	12.6	54.4	23.6
天 竜	7,520	19,512	6,764	34.7	19.5	51.9	31.4
春 野	1,863	4,779	2,217	46.4	28.9	52.9	42.2
佐久間	1,909	3,953	2,166	54.8	36.8	68.0	53.4
水 窪	1,135	2,291	1,270	55.4	33.7	70.6	54.4
龍 山	341	698	401	57.4	38.8	63.3	50.9

- 集落が急峻な山腹の斜面や谷あい位置しており、幹線道路やバス停から離れているため、加齢に伴う心身の衰えにより買い物や通院、外出が困難になる

3 事業内容

- 支援対象 心身の状況等により現在の居宅での生活が困難な低所得高齢者等
- 実施箇所 天竜区龍山町地内を予定
- 事業内容
 - 支援ネットワーク整備（地区社協、高齢者相談センター、民生委員、NPO、サービス事業所などの地域団体）
 - 生活実態の調査による対象者の把握
 - 移転支援（空き家情報等の収集、改修、相談、入居支援など）
 - 生活支援（定期的な訪問による見守り、家事支援など）
- 委託先 社会福祉法人

4 事業費 5,106 千円（財源：国 5,106 千円）

- 委託料 5,106 千円（低所得者高齢者等住まい・生活支援モデル事業）

〈新規〉地域少子化対策強化事業

こども家庭部次世代育成課(電話:457-2795)

1 目的

結婚や出産を望む男女が希望をかなえられるよう結婚等の支援に取り組むことで、若い世代が結婚や妊娠に対して前向きに考えられるよう、社会全体の機運醸成を目指すもの。

2 背景

少子化の主な原因である未婚化や晩婚化が進む一方で、地方自治体による出会いの機会の提供等の結婚の支援に対する希望が高まっている。

3 事業内容

(1) はままつ婚活イベント実施事業

出会いの場の提供を目的とし、浜松市の特色を取り入れたイベント等を開催する

- ①対 象 者：浜松市内在住・在勤者（20歳～39歳）独身男女 150人（年1回募集）
- ②内 容：・5種類のコース（例：音楽、スポーツ、産業、農業等）に分かれたイベントを設定し、男女が共通の体験を通して交流を深める
・各コース定員 30人（短期間に同一のコースで各2回のイベントを実施）
- ③会 場：各テーマに沿った浜松市内の施設等
- ④参 加 費：飲食代等実費

(2) はままつ婚活アドバイザー事業

- ・出会いの機会から結婚に至るまでの過程において、アドバイザーをはままつ婚活イベントに派遣し、参加者のフォロー及びイベント終了後の相談に応じる
- ・アドバイザーについては、10人を選定し、スキル向上のための研修を行う

(3) はままつ婚活相談事業

- ・はままつ婚活アドバイザー事業で研修を受けたアドバイザーが、婚活に悩みを抱える市民からの電話相談を行う

(4) 家族形成意識の醸成事業

- ・市内の高・大学生等に対し、人生設計に結婚や家族形成を前向きに描けるよう、出前講座などを活用し、情報提供を行う

4 事業費 14,187千円（財源：県 14,187千円）

- ・委託料 14,170千円（はままつ婚活イベント、はままつ婚活アドバイザー、婚活相談）
- ・その他 17千円（事務費等）

夜間養護等（トワイライトステイ）事業

こども家庭部子育て支援課（電話：457-2792）

1 目的

保護者が仕事等の理由で夜間に不在となり、児童を養育できる者がいない場合に、児童養護施設にて児童を預かるもの。

2 背景

子育て中の保護者が安心して働くことができる環境整備を行い、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯等、様々な家庭のニーズに合わせた支援の充実を図る必要がある。

3 事業内容

（新規）夕方から夜間までの預かりを行うトワイライトステイ事業

- （1）実施方法 一時的に養育・保護を必要とする児童に対し、保護を適切に行なうことができる児童養護施設等に委託して実施する
- （2）委託先 市内の児童養護施設
- （3）委託内容 実施施設において、夕方から夜間までの間保護し、身の回りの世話や食事の提供等を行う
- （4）対象年齢 18歳未満の児童

4 事業費 866千円（財源：国 288千円、県 288千円）

※子育て短期支援事業3,242千円の一部

・委託料 866千円（トワイライトステイ事業委託）

社会的養護体制整備事業

こども家庭部子育て支援課(電話:457-2792)

1 目的

社会的養護を担う機関(児童養護施設、乳児院、母子支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム等)の体制整備を行い、入所児童の処遇向上及び退所児童の自立支援を図るもの。

2 背景

- ・平成27年度児童養護施設等の職員配置基準が改善され、保育士等の処遇職員定数が増加したが、職員の確保が困難な状況である
- ・施設入所児童等の退所後に、家庭から支援が受けられないことで、進学・就職等の自立後に困難に直面した際に孤立し、学業不振や離職につながることが多い

3 事業内容

(1) (新規) 児童養護施設等職員人材確保事業 1,990千円

- ・児童養護施設等に就職する人材確保のため、実習生に対する手厚い指導及び就職促進

①実習生を指導する際の代替職員雇用に係る経費の補助

86,200円×2回×5施設=862千円

②児童養護施設等就職前に一定期間非常勤職員として採用

3,760円×30日×2人×5施設=1,128千円

(2) (新規) 児童養護施設の実家的機能による自立支援事業 1,201千円

- ・施設退所児が離職した際、元施設での生活及び再就職支援の実施

一般生活費 49,030円×2人×6月=588千円

就職活動費 1,000円×5回×2人×6月=60千円

就職支度費 276,190円×2人=553千円

(3) 退所児童等アフターケア事業 8,000千円

- ・施設退所前から就労や進学に向けた生活全般にわたる相談や情報提供を行い、退所後も安定した生活が継続されるよう相談支援を実施

4,000千円×2法人=8,000千円

(4) 施設職員研修事業及び児童虐待防止広報啓発事業等 3,612千円

4 事業費 14,803千円(財源:国 6,674千円)

- ・委託料 12,840千円(人材確保事業、自立支援事業等業務委託)
- ・その他 1,963千円(講演会講師謝礼等)

地域子育て推進事業

こども家庭部子育て支援課(電話:457-2792)

1 目的

妊産婦等の不安や負担の軽減のため、地域で子育てを支えていく環境を整備し、妊娠から子育てにわたる切れ目のない支援を行うもの。

2 背景

国の少子化社会対策において、「結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組」と「地域・企業など社会全体の取組」を両輪として対応することが明記された。

3 事業内容

(1) (新規) 産後ケア事業 2,410千円

- ・対象者 家庭等から家事、育児などの援助が受けられず、産後に心身の不調又は育児不安等がある者
- ・支援内容 助産所等にて心身のケア、育児サポート、育児に関する指導・カウンセリング等
- ・利用日数 上限7日
- ・補助額 宿泊：10千円/日 通所：5千円/日 ※所得制限あり
(市民税非課税世帯等は、利用料金の軽減措置あり)

(2) (新規) 育児ヘルパー事業 2,560千円

- ・対象者 妊娠中で、心身の不調等により日中家事を行うことができず支援が必要な世帯
出産後、日中家事又は育児を行うことができず支援が必要な世帯
- ・支援内容 家事支援(食事の準備・後片付け、洗濯、掃除、整理整頓等)
育児支援(授乳、おむつ交換、適切な育児環境の整備等)
- ・利用回数 1日2時間以内、1日2回まで
- ・補助額 1千円/時間(市民税非課税世帯等は、利用料金の軽減措置あり)

(3) その他 3,591千円

- ・中山間地域親子ひろば 4か所実施
- ・はままつ子育てガイド発行 等

4 事業費 8,561千円(財源:国 2,485千円)

- ・委託料 7,250千円(産後ケア事業、育児ヘルパー事業委託等)
- ・その他 1,311千円(事務費等)

発達障害者支援体制整備事業

こども家庭部子育て支援課(電話:457-2792)

1 目的

子どもの健やかな育ちを促進し、子育ての不安感等を緩和するため、保護者に子どもの成長や発達に関する気づきを促すもの。

2 背景

子育て世代におけるIT環境の普及により、子育てに関する様々な情報が乱立するなか、行政発信の安心できる子育て情報が必要とされている。

3 事業内容

(新規) 妊娠期から幼少期までを対象に、保護者が安心して利用できる子育て全般のQ&Aサイトを展開

(1) 子育て全般に関わる、具体的な対応策

- ・キーワードやカテゴリ別の検索機能を付加
- ・文章では表現しにくい対応策については、動画・イラストを活用
- ・Q&A形式で、具体的な対応策を明示

(2) 発達に課題を抱える子どもへの対応策

- ・日常生活を送る上での適切な関わりを伝え、子どもの発達を促す
- ・Q&Aサイトだけでは対応できない場合、相談先を案内し、適切な支援につなげる

4 事業費 8,281千円(財源:国 2,556千円)

- ・委託料 4,350千円(Q&Aサイト業務委託)
- ・需用費 3,842千円(はますくファイル作成費等)
- ・その他 89千円(事務費等)

ひとり親家庭に対する支援

こども家庭部子育て支援課(電話:457-2792)

1 目的

ひとり親家庭の就業支援、生活支援等を行うことで、ひとり親家庭の生活の安定及び自立促進を図るもの。

2 背景

- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律及び子供の貧困対策に関する大綱により、地方公共団体は地域の実情に応じた子どもの貧困対策に関する施策を策定し、実施する責務を有するとされている
- ・本市が実施したひとり親家庭への調査によると、ひとり親家庭の悩みで多かったものは「経済的なこと」が62.7%「子どもの養育・教育」が34.0%「自分の仕事」が29.0%であり、支援の充実が必要となっている

3 事業内容

(1) (新規) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 39,200千円

ひとり親家庭の親で高等職業訓練促進給付金支給対象者に対し、入学準備金、就職準備金を貸付

- ・貸付額 入学準備金 50万円、就職準備金 20万円
- ・養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、5年間その職に従事した場合は、返済免除

(2) (新規) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 450千円

ひとり親家庭の親子の学び直しを支援するため、高等学校卒業認定試験講座受講費の一部支給

- ・支給額 受講修了時給付金 受講費用の2割(上限10万円)
- 合格時給付金 受講費用の4割(受講修了時給付金と併せて上限15万円)

(3) (拡充) 高等職業訓練促進給付金 30,131千円

看護師等の資格取得に要する経費の一部支給

- ・支給期間 2年→3年に拡充
- ・支給額 修学期間中(月額) 70,500円(市民税非課税世帯 月額100,000円)
- 修学終了後(一時金) 25,000円(市民税非課税世帯 50,000円)

(4) (拡充) 学習支援ボランティア事業 5,100千円

小学4年生から中学3年生までのひとり親家庭の児童を対象に、ボランティアによる学習支援

- ・実施箇所 1か所→2か所に拡充(中区浜松市勤労会館、東区(予定))

4 事業費

(1) 母子家庭福祉対策事業 14,911千円(財源:国 7,697千円)

- ・委託料 13,126千円(学習支援ボランティア事業、母子家庭等就業・自立支援事業等)
- ・その他 1,785千円(事務費等)

(2) 母子家庭等自立支援給付金事業 69,413千円(財源:国 57,938千円)

- ・負担金補助及び交付金 39,200千円(ひとり親家庭高等職業促進資金貸付事業)
- ・扶助費 30,213千円(高等職業訓練促進給付金等)

遺児等福祉手当支給事業

こども家庭部子育て支援課(電話:457-2792)

1 目的

ひとり親家庭支援の一環として、遺児等福祉手当の支給対象年齢を引き上げるもの。

2 背景

- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律及び子供の貧困対策に関する大綱により、子どもの貧困対策に関し地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされている
- ・本市が実施したひとり親家庭への調査によると、ひとり親家庭の悩みで多かったものは「経済的なこと」が62.7%「子どもの養育・教育」が34.0%「自分の仕事」が29.0%であり、支援の充実が必要となっている

3 事業内容

児童の父母等が交通事故、病気により死亡し、又は障害の状態となった場合に手当を支給する

(1) 支給対象年齢(拡充)

支給対象年齢の引上げ

現 行 義務教育終了前までの者

改 正 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(2) 支給額

- ・遺児等福祉手当 月額1万円
- ・入学祝金 小・中学校入学時3万円
- ・中学校卒業祝金 中学校卒業時5万円
- ・修学旅行援護金 小学6年生3千円、中学3年生5千円(年額)
- ・進級援護金 小・中学校在学中1万円(年額)

4 事業費 28,241千円(財源:諸収入 1,422千円、基金繰入金 714千円)

- ・扶助費 28,241千円(遺児等福祉手当)

児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭等自立支援手当支給事業

こども家庭部子育て支援課(電話:457-2792)

1 目的

児童扶養手当制度改正に伴い、児童扶養手当の第2子以降の加算額を拡充するとともに、市単独事業であるひとり親家庭等自立支援手当を見直して継続する。

2 背景

- ・ひとり親家庭への貧困対策として、平成28年8月分より児童扶養手当の第2子以降の加算額が増額となる
- ・マニフェストに基づく単独事業として、ひとり親になって間もない世帯の自立支援のため、児童扶養手当支給事由該当後3年間、子どもが2人以上いる世帯に対し、ひとり親家庭自立支援手当を支給している

3 事業内容

(1) 制度内容

①児童扶養手当(国制度)

- ・対象 一定の所得以下の母子家庭等
- ・支給期間 子どもが18歳を迎えた年度末まで

②ひとり親家庭等自立支援手当(市単独事業)

- ・対象 子どもが2人以上いる児童扶養手当受給者
- ・支給期間 児童扶養手当支給事由該当後3年間

(2) 制度改正

①児童扶養手当(第2子以降の加算額増)

- ・第2子 5,000円→10,000円 第3子以降 3,000円→6,000円
- 所得に応じて支給額を逓減

②ひとり親家庭等自立支援手当

- ・児童扶養手当第2子以降の加算額拡充分に応じて支給するよう見直し

4 事業費

(1) 児童扶養手当支給事業 2,299,927千円(財源:国 758,555千円)

- ・扶助費 2,275,665千円(児童扶養手当)
- ・その他 24,262千円(事務費等)

(2) ひとり親家庭等自立支援手当支給事業 56,687千円

- ・扶助費 56,404千円(ひとり親家庭等自立支援手当)
- ・その他 283千円(事務費等)

里親支援事業

こども家庭部児童相談所(電話:457-2703)

1 目的

社会的養護が必要な児童を、より良好な養育環境のもとで育てられるよう、新規里親の確保、里親の支援、里親制度の普及啓発を図る。

2 背景

- ・平成23年7月、厚生労働省の「社会的養護の課題と将来像」において今後10数年間の間に里親等委託率を3割以上に引き上げていくことが示された
- ・当市の平成26年度末の里親等委託率は19.7%であり、前年度よりも低下している
(平成25年度末委託率 浜松市21.9%、静岡市36.0%、政令指定都市平均17.8%)

3 事業内容

(1) 里親制度普及促進事業

①普及啓発

- ・里親説明会の開催、周知啓発
- ・(新規)里親啓発強化事業 里親フォーラムの開催(10月予定)、啓発用DVDの制作

②養育里親研修

- ・里親研修会(13回)、里親認定研修の開催

③専門里親研修

(2) 里親委託推進・支援等事業

①里親による相互交流

- ・里親サロンの開催(里親同士の交流や意見交換)

②里親委託支援等

- ・受託前実習の実施
- ・里親ネットワーク会議(里親と里親を支援する機関による意見交換等)の開催

③里親委託等推進委員会

(3) その他

- ・ショートルフラン事業(週末や長期休みに一時的に児童を預かる)
- ・里親委託等推進員旅費、里親支援機関事業調査研究事業等
- ・里親賠償責任保険
- ・里親研修事業

4 事業費 5,833千円(財源:国 2,320千円)

- ・委託料 3,528千円(里親研修、里親フォーラム業務委託)
- ・報償費 1,227千円(里親ネットワーク会議委員謝礼等)
- ・その他 1,078千円(事務費等)

特定教育・保育施設運営事業

こども家庭部幼児教育・保育課(電話:457-2118)

1 目的

子ども・子育て支援新制度に基づき認定こども園、幼稚園及び保育所に対して、運営に要する経費として施設型給付費を支弁するもの。

2 背景

子ども・子育て支援新制度により新制度に移行した認定こども園等に対し、運営経費を支弁する。

3 事業内容

施設数 8 園増 (76 園→84 園)、定員 1,525 人増 (9,994 人→11,519 人)

(1) 新制度における給付費の仕組み

- ・ 対象 認定こども園、幼稚園、保育所
- ・ 給付費 国が設定した公定価格(教育・保育に通常要する費用)から利用者負担額を控除した額
- ・ 負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4
- ・ 利用者負担額 (月額)
 - ・ 1号認定(認定こども園、幼稚園) 0~23,300円
 - ・ 2号、3号認定(認定こども園、保育所) 2号認定 0~35,300円、3号認定 0~73,600円

(2) 施設数、定員の推移(新制度の保育所等及び従来型の幼稚園)

施設種別	施設数(園)			定員(人)		
	H28	H27	比較	H28	H27	比較
特定教育・保育施設	84	76	8	11,519	9,994	1,525
私立認定こども園	20	12	8	幼稚園機能	414	905
				保育園機能	1,670	960
私立保育所	63	61	2	7,170	6,880	290
私立幼稚園(新制度)	1	3	2	400	1,030	630
私立幼稚園(従来型)	45	47	2	12,460	13,260	800
市立保育所	22	22	0	2,360	2,360	0
市立幼稚園	62	63	1	4,400	4,420	20
合計	213	208	5	30,739	30,034	705

※待機児童解消に影響のある施設(市立・私立保育所) 1,250人増(10,910人→12,160人)

(3) 保育料の負担軽減

- ・ 年収約 360 万円未満の多子世帯及びひとり親世帯等に対し、保育料を軽減

4 事業費 9,539,129 千円(財源:国 2,916,218 千円、県 1,570,248 千円)

- ・ 扶助費 9,539,129 千円(施設型給付費)

特定地域型保育事業所運営事業

こども家庭部幼児教育・保育課(電話:457-2118)

1 目的

子ども・子育て支援新制度に基づき特定地域型保育事業所に対して、運営に要する経費として地域型保育給付費を支弁するもの。

2 背景

子ども・子育て支援新制度により0～2歳を対象とする特定地域型保育事業所に対し、運営経費を支弁する。

3 事業内容

(1) 新制度における給付費の仕組み

- ・対象 地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業）
- ・給付費 国が設定した公定価格(教育・保育に通常要する費用)から利用者負担額を控除した額
- ・負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4
- ・利用者負担額 月額 3号認定 0～73,600円

(2) 小規模保育事業

- ・施設の定員 6～19人
- ・対象児童 地域の保育を必要とする子ども
- ・施設数 14施設（平成27年度：7施設）7施設増
- ・定員 202人（平成27年度：100人）102人増

(3) 事業所内保育事業

- ・施設の定員 定めなし
- ・対象児童 従業員の子ども及び地域の保育を必要とする子ども
- ・施設数 7施設（平成27年度：4施設）3施設増
- ・定員 349人（平成27年度：191人）158人増

(4) 保育料の負担軽減

- ・年収約360万円未満の多子世帯及びひとり親世帯等に対し、保育料を軽減

4 事業費 756,935千円（財源：国 346,670千円、県 173,344千円）

- ・扶助費 756,935千円（地域型保育給付費）

私立保育所等施設整備助成事業

こども家庭部幼児教育・保育課(電話:457-2118)

1 目的

浜松市子ども・若者支援プラン（平成27年度～平成31年度）に基づき、保育所等利用待機児童解消のため、私立保育所等を創設するとともに、築年数の経過に伴う設備等の老朽化や耐震性の劣る既存の私立保育所等の増改築により定員増加を図るもの。

2 背景

- ・ 保育所等の創設・増改築等により定員増を図っているものの、保育所等利用待機児童は依然として解消されていない状況であるため、保育所等整備交付金を活用し事業を実施する
- ・ 平成27年4月1日現在、保育所等利用待機児童数407人

3 事業内容

整備箇所 保育所 創設 3施設、増改築等 2施設
認定こども園 創設 5施設、増改築等 4施設

No.	整備内容	施設名	施設種別	計画地		定員
1	創設	(仮)聖隷こども園和合	認定こども園	中区	和合町	160人
2	増改築	(仮)なかよし第2こども園	認定こども園	中区	領家三丁目	140人⇒150人
3	創設	(仮)鴨江こども園	認定こども園	東区	植松町	120人
4	創設	(仮)有玉保育園	保育所	東区	有玉南町	120人
5	創設	(仮)太陽第三こども園	認定こども園	東区	大瀬町	120人
6	創設	(仮)遊歩の丘かみにしこども園	認定こども園	東区	上西町	120人
7	増築	聖隷こども園ひかりの子	認定こども園	東区	天王町	150人⇒230人
8	増改築	蒲保育園	保育所	東区	大蒲町	90人⇒120人
9	増改築	(仮)瞳ヶ丘こども園	認定こども園	西区	大人見町	110人⇒120人
10	創設	(仮)こどもの里	認定こども園	南区	若林町	120人
11	増築	都田保育園	保育所	北区	都田町	160人⇒200人
12	増築	聖隷こども園わかば	認定こども園	北区	根洗町	150人⇒200人
13	創設	(仮)浜北みなみ保育園	保育所	浜北区	寺島	120人
14	民営化創設	(仮)みゅうのおか保育園	保育所	浜北区	根堅	80人
合 計						1,180人増

- ・ 平成29年4月開所 1,180人定員増

4 事業費 1,928,245千円（財源：国 1,714,004千円、市債 203,500千円）

- ・ 負担金補助及び交付金 1,928,245千円（保育所等施設整備に対する補助金）

保育所等利用待機児童の解消

こども家庭部幼児教育・保育課(電話:457-2118)

1 目的

保育需要の高まりに応じ、保育所定員拡大などの取り組みを実施しているが、依然として待機児童は解消されていない状況であることから、様々な保育所等利用待機児童解消事業を行うもの。

2 背景

- ・核家族化の影響や女性の就労傾向の高まりなどから、保育需要は増加傾向にある
- ・依然として待機児童は解消されていない状況であり、平成27年4月1日現在の待機児童は407人

3 待機児童解消の具体的施策

(1) 保育所等の整備

私立保育所等施設整備助成事業 1,928,245千円 (H27:1,392,240千円)

創設、増改築等により、平成29年4月に定員1,180人増

(2) 認証保育所の利用者に対する助成

認証保育所利用者助成事業 101,760千円 (17か所、延5,088人)

(H27:108,480千円 (22か所、延5,424人))

(3) 私立幼稚園が実施する預かり保育の推進

私立幼稚園教育振興助成事業の一部 99,083千円 (H27:87,395千円)

①幼稚園型一時預かり事業費補助金 45,583千円 (H27:35,195千円)

- ・対象経費 私立幼稚園における国基準に基づく一時預かり事業に要する経費
- ・負担割合 国1/6 県1/6 市1/6 利用者1/2

②私立幼稚園教育振興等事業費補助金 (預かり保育分)

4,000千円 (H27:2,700千円)

預かり保育を実施する私立幼稚園40園に対する補助金

③私立幼稚園長時間預かり保育改修費等支援事業費補助金

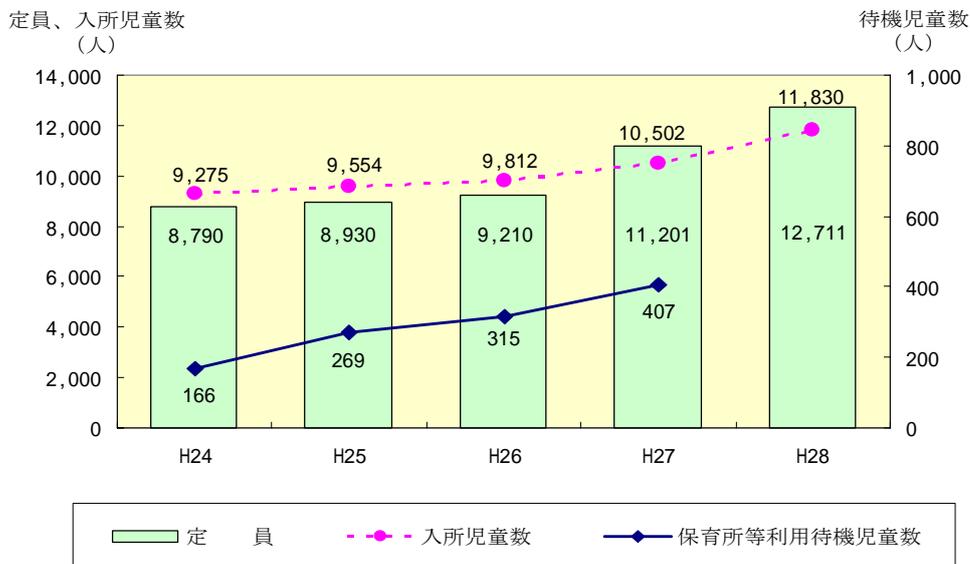
49,500千円 (H27:49,500千円)

- ・補助要件 事業開始後、5年以内に幼保連携型又は幼稚園型認定こども園の施設基準を満たすこと
- ・対象経費 預かり保育実施に係る施設改修に要する経費
- ・補助額 基準額 (22,000千円/施設) × 3/4
- ・負担割合 県8/12、市1/12、事業者3/12

(4) 市立幼稚園における預かり保育の実施

市立幼稚園19園 (1園休園) において実施

4 待機児童数等推移（待機児童数は、各年度4月1日現在、H28の入所児童数は見込み）



○平成28年度の待機児童解消に繋がる定員増1,191人

(1) 特定教育・保育施設（認定こども園、保育所、新制度の幼稚園）

ア 平成27年度→平成28年度定員増加の内訳

・H28:12,160人（H27:10,910人） 1,250人増

- | | | | |
|-----------------|------|-----------|----------------------------|
| ①市施設整備補助金によるもの | 創設 | 7園（880人増） | } 待機児童解消に繋がる
定員増 1,050人 |
| | 増改築等 | 3園（170人増） | |
| ②篠原保育園の民営化によるもの | | 1園（90人増） | |
| ③定員の弾力化解消によるもの | | （110人増） | |

イ 平成28年度→平成29年度定員増加の見込み

・H29:13,340人（H28:12,160人） 1,180人増

- | | | |
|-----------------|------|-----------|
| ①市施設整備補助金によるもの | 創設 | 7園（880人増） |
| | 増改築等 | 6園（220人増） |
| ②鹿島保育園の民営化によるもの | | 1園（80人増） |
| ③他未定 | | |

(2) 特定地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業）

ア 平成27年度→平成28年度定員増加の内訳

・H28:551人（H27:291人） 260人増

- | | | |
|---------------------|----------|--------------------------|
| ①新規開設によるもの | 5園（72人増） | } 待機児童解消に繋がる
定員増 141人 |
| ②定員改正によるもの | （69人増） | |
| ③事業所内保育施設からの移行によるもの | 1園（61人増） | |
| ④認証保育所からの移行によるもの | 4園（58人増） | |

保育士確保対策

こども家庭部幼児教育・保育課(電話:457-2118)

1 目的

保育所等利用待機児童解消のため、認定こども園や保育所を整備し、保育の受入枠を増加させることに伴い、保育士の確保を行うもの。

2 背景

保育所等利用待機児童の解消を図るため、浜松市子ども・若者支援プラン（平成27年度～平成31年度）に基づき、認定こども園や保育所等の創設を進めており、将来的に保育士が不足することが見込まれる。

3 事業内容

(1) (新規) 保育士修学資金貸付等事業

①保育士修学資金貸付事業（対象：学生）

指定保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付

- ・貸付額 学費5万円（月額）、入学準備金20万円、就職準備金20万円等
- ・免除規定 県内の保育所等で保育士として5年間従事した場合は返済免除

②保育補助者雇上支援事業（対象：保育事業者）

保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用を貸付

- ・貸付額 295.3万円（年額）
- ・免除規定 保育補助者が3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合は返済免除

③未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業（対象：潜在保育士）

未就学児を有する潜在保育士が支払う保育料の一部を貸付

- ・貸付額 5.4万円の半額（月額）
- ・免除規定 県内の保育所等で保育士として2年間従事した場合は返済免除

④潜在保育士の再就職支援事業（対象：潜在保育士）

保育士として保育所に勤務することが決定した場合、就職準備金を貸付

- ・貸付額 20万円
- ・免除規定 県内の保育所等で保育士として2年間従事した場合は返済免除

(2) 保育士再就職支援研修

- ・講師による専門的な内容（食物アレルギー、事故予防、衛生管理等）について、講義を行い、再就職に自信が持てるよう支援

4 事業費 32,517千円

※保育事業運営経費 66,427千円の一部

- ・負担金補助及び交付金 32,000千円（保育士修学資金貸付等事業）
- ・報償費、使用料及び賃借料 517千円（保育士再就職支援研修）

〈新規〉保護施設整備費助成事業

健康福祉部福祉総務課(電話:457-2326)

1 目的

老朽化した施設を廃止し、民間活力の導入により保護施設（救護施設）の定員を確保する。

2 背景

- ・浜松市立西山園、浜松市立入野園は建設から 35 年以上が経過し、施設の老朽化が課題となっている
- ・市内に同種の民間施設があり、民間活力の導入が可能な施設である

3 事業内容

新たに民間による保護施設を整備し、西山園・入野園の入所者を引き継ぐ

事業者	施設名称	予定地	定員	補助額
(福)三幸会	(仮)神ヶ谷園	西区神ヶ谷町	110 人	435,528 千円

【参考】

指定管理者	施設名称	所在地	定員	指定管理料
(福)三幸会	浜松市立西山園	西区西山町	60 人	139,002 千円
(福)三幸会	浜松市立入野園	西区大平台一丁目	50 人	146,115 千円

4 事業費 435,528 千円（財源：国 290,352 千円、市債 116,100 千円）

- ・負担金補助及び交付金 435,528 千円（施設整備費補助金）

5 今後のスケジュール

- ・平成 28 年度
社会福祉施設等施設整備費補助金の交付
西山園及び入野園の廃止（平成 28 年度末）
- ・平成 29 年度
西山園及び入野園の入所者を（仮）神ヶ谷園に移管し、運営を開始

自殺対策推進事業

健康福祉部健康医療課

(電話:453-6178)

健康福祉部精神保健福祉センター(電話:457-2709)

1 目的

浜松市の自殺者減少を図るため、相談体制を充実するとともに自殺リスクの高い人への支援を強化する。また、医療機関や警察など関係機関との連携を密にすることにより自殺対策を推進する。

2 背景

- ・国内の自殺者数は平成 22 年以降減少を続けている
浜松市でも減少傾向で推移していたが、平成 26 年に限り増加に転じている
「厚生労働省人口動態統計より(平成 22 年 157 人、平成 25 年 134 人、平成 26 年 146 人)」
- ・平成 27 年 8 月に公表された内閣府の自殺対策白書では、若年層無職者は自殺死亡率が極めて高いが、自ら行政機関等に支援を求めることが少なく、支援の必要な人の掘り起こしやアウトリーチによる支援を高めていくことが重要であると報告された

3 事業内容

- (1) 自殺対策における多職種連携支援事業 2,000 千円 (健康医療課)
 - ・ 法律家や精神保健福祉士をはじめとした多職種による研修会等を開催
 - ・ 関係者の連携による自殺のハイリスク者に対する支援を推進
- (2) 中山間地域訪問相談支援事業 13,359 千円 (精神保健福祉センター)
 - ・ 医療・福祉等の社会資源が少ない中山間地域において、訪問相談支援や居場所づくりのためのグループ活動を推進
 - ・ 特に相談件数が少ない春野地域におけるグループ活動の拠点づくりに対する重点支援
- (3) 子どものこころの健康づくり事業 2,217 千円 (精神保健福祉センター)
 - ・ 思春期前の小学 4 年生を対象とした、臨床心理士等の派遣によるストレスに関する指導
 - ・ 中学校教職員を対象とした中学生のこころの不調を早期に発見するための研修会の開催
- (4) その他 13,330 千円 (精神保健福祉センター)
 - ・ 在住外国人に対するメンタルヘルス相談
 - ・ 「いのち」に関するメッセージの募集や冊子、ラジオ番組等による紹介 など

4 事業費 30,906 千円 (財源: 国 1,571 千円、県 14,076 千円)

- ・ 委託料 25,805 千円 (中山間地域自殺対策訪問相談事業委託料 など)
- ・ 報償費 2,549 千円 (子どものこころの健康づくり事業にかかる講師謝礼 など)
- ・ その他 2,552 千円

看護専門学校移転事業

健康福祉部看護専門学校(電話:455-0891)

1 目的

老朽化した看護専門学校を浜松医療センター（以下、「医療センター」という）敷地内に移転改築することにより、看護師の養成に良好な教育環境を整備する。

2 背景

- ・看護専門学校の校舎は、昭和 51 年に竣工し、築 39 年経過していることから建物の老朽化が著しい状況である
- ・看護師の養成にあたって、医療センターの医師が講師を務める、医療センターで学生の実習を行うなど、医療センターと看護専門学校は密接な関係にある
- ・医療センター新病院建築計画において、新病院は現看護専門学校の場所に建設予定

3 事業内容

看護専門学校の新築移転工事に伴う地質調査並びに基本設計及び実施設計業務委託

- ・地質調査業務委託 4,411千円
- ・基本設計及び実施設計業務委託 62,489千円

整備概要

- ・建設場所 医療センター第3駐車場
- ・延床面積 3,400㎡（現看護専門学校と同程度）

4 事業費 67,555千円

- ・委託料 66,900千円（基本設計、実施設計、地質調査）
- ・その他 655千円（旅費、計画通知手数料）

5 スケジュール

- ・平成28年度 基本設計、実施設計、地質調査
- ・平成29年度 新看護専門学校建設（平成29年6月～平成30年7月）
- ・平成30年度 新看護専門学校開校（平成30年9月）
現看護専門学校解体（平成30年9月～平成31年3月）

妊婦乳幼児健康診査事業

健康福祉部健康増進課(電話:453-6130)

1 目的

母子保健法に基づき、妊婦乳幼児健康診査等を実施することにより、妊婦の保健管理の向上及び乳幼児の健全な育成などを図る。

2 背景

- ・母子保健法第12条、第13条に基づく健康診査
- ・妊婦健康診査、乳児(4か月児、10か月児)健康診査は、県と県医師会の協定により、県内統一事業として実施

3 事業内容

健診名等	対象者・内容
妊婦健診 ※血液検査を1回追加(1回→2回)	妊婦に対し、基本健診14回、超音波検査4回、血液検査2回を委託医療機関で実施
妊婦歯科健診	妊婦に対し、歯科健診を委託医療機関で実施
4か月・10か月児健診	生後4か月、10か月の乳児に対し、委託医療機関で健診を実施
1歳6か月児健診	1歳6か月児に対し、一般健診及び歯科健診を実施
3歳児健診	3歳児に対し、一般健診及び歯科健診を実施
乳児精密健診	4か月、10か月児健診における精密健診を実施
1歳6か月児精密健診	1歳6か月児健診における精密健診を実施
3歳児精密健診	3歳児健診における精密健診を実施
先天性代謝異常等検査	生後5～7日に市内医療機関において血液を採取し、検査を実施

4 事業費 762,621千円

- ・委託料 721,274千円(妊婦健診・乳幼児健診等委託料)
- ・賃金 19,215千円(1歳6か月児・3歳児健診従事者賃金)
- ・扶助費 15,892千円(妊婦健診里帰り出産等に伴う償還払い)
- ・その他 6,240千円(妊婦健診受診券等の印刷製本費 など)

妊娠期健康講座事業

健康福祉部健康増進課(電話:453-6130)

1 目的

これから親になる人を対象に、親になる心構えと子育てに関する意識の向上のための機会を提供し、生まれてくる子どもとその保護者の健康を支援する。

2 背景

- ・母子保健法において、母性又は乳幼児の健康の保持増進のため、未婚の男女や妊婦とその夫に対して妊娠・出産・育児に関する知識の普及や保健指導を行うことが求められている
- ・仕事や趣味を優先することにより、妊娠出産に適した時期を逃すなどの社会的要因によって初婚年齢及び出産年齢は高齢化傾向にある

3 事業内容

(1) (新規) 未来のパパママ講座 127 千円

民間企業等と連携し、妊娠・出産をテーマとした講座の開催

- ・対象者 主に企業に勤務している青年期の男女
- ・開催回数等 年6回、参加見込延 300人

(2) ハッピーマタニティー教室 421 千円

妊娠・出産・育児に関する保健指導による専門的な知識の提供を行うとともに、妊婦同士が交流する機会を提供することにより、地域で孤立しないための仲間づくりを支援

- ・対象者 妊娠16週から31週の初妊婦
- ・開催回数等 年8回、参加見込延 300人

(3) はじめてのパパママレッスン 1,593 千円

夫婦で妊娠・出産・育児の準備をするために必要な知識を提供

- ・対象者 妊娠16週から31週の初妊婦とその夫
- ・開催回数等 年42回、参加見込延 2,280人

4 事業費 2,141 千円

- ・報償費 1,751 千円 (助産師講師謝礼 など)
- ・その他 390 千円 (教室開催物品購入 など)

母子相談事業

健康福祉部健康増進課(電話:453-6130)

1 目的

妊産婦及び乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のため、妊婦や保護者に対し個別に助言指導を行う。また、子育ての多様化する問題に円滑に対応するため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の強化を図る。

2 背景

- ・核家族化や晩婚化により、妊産婦やその家族の心身への育児負担が増加
- ・国は保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、きめ細かい支援を実施するため、子ども・子育て支援法に基づき、利用者支援事業の母子保健型として「子育て世代包括支援センター」の仕組みを構築

3 事業内容

(1) (新規) 母子保健相談支援事業 5,267 千円

妊娠等に関する相談に対して、助産師や保健師等の専門職が連携し妊産婦の状況を継続的に把握・支援するため、子育て世代包括支援センターの仕組みを強化

- ・健康増進課及び各区健康づくり課へ助産師の配置を増員

(2) 母子健康手帳交付及び妊婦個人指導 3,152 千円

妊娠届出を行った者に対する母子健康手帳の交付及び保健指導の実施

(3) 親子すこやか相談 10,673 千円

妊産婦や乳幼児とその保護者に対し、妊産婦の心身の健康や乳幼児の心身の発育、発達、栄養、育児等について保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士による助言指導

(4) 親と子の心理相談等 3,329 千円

未熟児や心身発達の遅れに心配のある乳幼児を養育する保護者等に対して、育児不安等を解消するための専門職による個別指導や相談交流会の開催

(5) その他 1,860 千円

健診実施後に経過観察指導が必要な幼児とその保護者に対する児の発育発達経過の確認及び保護者への助言指導を行う 1歳6か月児健診事後教室など

4 事業費 24,281 千円 (財源: 国 1,348 千円、県 1,348 千円)

- ・賃金 18,818 千円 (保健師・助産師等賃金)
- ・需用費 4,159 千円 (母子健康手帳の作成 など)
- ・その他 1,304 千円 (研修旅費・負担金 など)

不妊治療費支援事業

健康福祉部健康増進課(電話:453-6130)

1 目的

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減及び少子化対策のため、不妊治療に対し、国制度の拡充にあわせ市独自の助成制度を拡充する(治療終了日が平成28年1月20日以降の者)。

2 背景

- ・浜松市では、平成16年度から国の制度に合わせ助成事業を開始し、平成21年度から市単独事業として助成額の上乗せ及び所得制限の撤廃を実施
- ・国は、平成27年度補正予算において、治療に踏みきる間口を広げるとともに早期に受診を促す観点から、出産に至る割合が多い特定不妊治療費の初回助成額を拡充。また、不妊の原因が男性にある場合の男性不妊治療を新たに補助対象とした(治療終了日が平成28年1月20日以降の者)

3 事業内容

- (1) 特定不妊治療費助成 259,510千円(体外受精、顕微授精)
 - ・補助上限額 初回 : 30万円(初回治療補助上限額を20万円から30万円に拡充)
2回目 : 20万円(市単独5万円を上乗せし20万円)
3回目以降 : 15万円
安価な治療(以前に凍結させた胚の移植など)の場合 : 1回7.5万円
 - ・対象年齢 妻の年齢43歳未満
 - ・所得制限 なし ※国制度では、夫婦所得730万円以上は助成対象外
 - ・助成回数 妻の年齢40歳未満は6回、40歳以上は3回
- (2) 男性不妊治療費助成 4,500千円(TESE、MESA等(精子を採取する治療法))
 - ・補助上限額 1回15万円(補助上限額を10.5万円から15万円に拡充)
 - ・対象年齢 妻の年齢43歳未満
 - ・所得制限 なし ※国制度では、夫婦所得730万円以上は助成対象外
 - ・助成回数 妻の年齢40歳未満は6回、40歳以上は3回
- (3) 一般不妊治療費助成 8,357千円(人工授精(精子を子宮腔内に注入する治療法))
 - ・補助率 7/10以内
 - ・補助上限額 6.3万円
 - ・対象年齢 妻の年齢40歳未満
 - ・所得制限 なし
 - ・助成期間 2年

4 事業費 272,367千円(財源:国 103,764千円)

- ・負担金補助及び交付金 271,033千円(特定・男性・一般不妊治療費補助金)
- ・その他 1,334千円(役務費等)

母子予防接種事業

健康福祉部健康増進課(電話:453-6130)

1 目的

予防接種法に基づき、子どもを対象とする予防接種を実施することにより、感染症の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。

2 背景

- ・自治事務である予防接種を予防接種法に基づき実施
- ・市単独事業として、B型肝炎ウイルスの持続感染の減少に効果のあるB型肝炎ワクチンの接種について、平成27年10月から3歳未満児の接種に対する一部公費助成を実施

3 事業内容

予防接種法第2条に規定される「A類疾病」及び「B型肝炎ワクチン」の予防接種を医師の協力のもと実施する。

ワクチン名	対象年齢
ヒブ (Hib 感染症)	2か月以上5歳未満
小児用肺炎球菌	2か月以上5歳未満
4種混合 (ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風)	3か月以上7歳6か月未満
BCG (結核)	1歳未満
麻しん・風しん混合	(1期) 1歳以上2歳未満 (2期) 幼稚園等の年長組の1年間
水痘	1歳以上3歳未満
日本脳炎	(1期) 6か月以上7歳6か月未満 (2期) 9歳以上13歳未満
2種混合 (ジフテリア・破傷風)	11歳以上13歳未満
子宮頸がん予防 (ヒトパピローマウイルス感染症)	小学校6年生～高校1年生の女子
B型肝炎 (任意接種)	3歳未満

4 事業費 1,830,935千円 (財源:国 5,017千円、県 88千円)

- ・委託料 1,820,112千円 (予防接種委託料、予防接種台帳作成委託)
- ・需用費 4,208千円 (予診票印刷 など)
- ・その他 6,615千円 (予防接種費用償還 など)

健康づくり推進事業

健康福祉部健康増進課(電話:453-6130)

1 目的

政令指定都市トップである健康寿命の更なる延伸のため、全ての市民が健康で明るく元気に生活できることを目指し、家庭や地域、学校や職場、関連団体等と連携を図り、社会全体で市民の健康づくりを推進する。

2 背景

- ・健康づくりは市民が主体的に取り組んでいくものであるが、個人の意識、行動だけでなく行政の役割として、健康づくりに取り組む市民を増やすための環境整備をすすめていく必要がある
- ・企業、団体等と連携し、働き世代に対する健康づくりの推進及び市民の健康づくりを支援する取り組みを行う必要がある

3 事業内容

(1) 健康づくり啓発事業 2,410 千円

ア 健康ポイント「うごく&スマイル事業」 2,164 千円

- ・市民の健康づくりのきっかけづくりとして、「うごく&スマイル事業」を実施
健康ポイント参加者：2,252 人（平成 27 年度いきいきカード発行者数）

イ（臨時）企業連携のための実態調査事業 246 千円

- ・働き世代の健康づくりの取り組みを進めるため、協会けんぽ等の関係機関と協働で市内の事業所における健康づくりの実態調査を実施し、効果的な企業との連携を検討

(2) 健康はままつ 21 推進事業 4,748 千円

ア 計画の周知啓発、イベント出展 PR、健康はままつ 21 体感フェアの実施 2,614 千円

イ（臨時）健康増進計画関連評価調査事業 1,879 千円

- ・「健康はままつ 21」「浜松市歯科口腔保健推進計画」「第 2 次浜松市食育推進計画」に基づき推進する健康づくり活動について、平成 29 年度が評価年度となるため、実施状況及び数値目標の達成度の把握、目標値に向けた取り組みの検討のための調査を実施

ウ 健康都市連合日本支部大会、成人保健主管課長会議参加 255 千円

(3) 教育研修事業 1,998 千円

地域保健従事者現任教育推進事業など 1,998 千円

4 事業費 9,156 千円（財源：国 586 千円、基金繰入金 4,200 千円）

- ・委託料 5,375 千円（うごく&スマイル事業、体感フェア、計画評価調査事業）
- ・賃金 1,173 千円（保健師賃金）
- ・その他 2,608 千円（計画概要版印刷のための需用費 など）

衛生工場の再編・長寿命化事業

環境部廃棄物処理課(電話:453-6141)

1 目的

強靱なし尿処理体制を確立するため、現なし尿処理施設の統廃合を見据えた改修工事と予防保全を行い、施設を長寿命化することで、安定的な処理体制の構築と維持管理コストの削減を図る。

2 背景

- ・し尿処理施設の平均更新時期は20年から30年であるが、現在稼働中のし尿処理施設は、稼働後20年から30年超経過
- ・老朽化が進行し、定期整備の対象外としていたコンクリート水槽や薬品タンク等の設備も劣化による液漏れが発生するなど、施設全般に老朽化の影響が顕在化
- ・平成32年をピークにし尿・浄化槽汚泥の搬入量が減少することが見込まれる

3 事業内容

- ・4工場（東部・西部・天竜・細江）⇒2工場（東部・西部）へ統廃合
- ・長寿命化対策（大規模改修）の実施（東部 平成27～平成29年度、西部 平成27～平成28年度）

施設別事業内容

①東部衛生工場

- ・平成29年度までに現在休止中のB系列のリニューアル及び長寿命化工事を実施

②西部衛生工場

- ・平成28年度までに受入槽等の長寿命化工事を実施

4 事業費 632,598千円（財源：基金繰入金 632,000千円）

- ・工事請負費 630,936千円（東部：B系列リニューアル工事、西部：分離液槽改修工事等）
- ・需用費 1,662千円（西部：調整槽攪拌ブロワ修繕等）

新清掃工場整備事業

環境部廃棄物処理課(電話:453-6141)

1 目的

老朽化が進む南部清掃工場と平和破砕処理センターの代替施設として、新清掃工場の整備を進めるもの。

※施設概要(予定)

- ・建設地 天竜区青谷
- ・焼却施設 処理能力399 t/日(可燃ごみ)
- ・破砕処理施設 処理能力 72 t/日(不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装)

2 事業内容

- ・PFI アドバイザリー業務委託 27,162 千円
事業方式の検討、要求水準書の作成
- ・環境影響調査業務委託 106,644 千円
環境影響評価の現地調査及び準備書、評価書、事後調査設計書の作成
- ・場内整備関係業務委託 142,275 千円
造成地詳細設計、構内道路設計調査測量(専用道路含む)
- ・場外整備関係業務委託 135,468 千円
周辺道路設計調査測量(天竜紙板線ほか)

3 事業費 416,995 千円(財源:市債 85,200 千円)

- ・委託料 411,549 千円(PFI アドバイザリー業務委託等)
- ・その他 5,446 千円(事務費 ほか)

4 スケジュール

- ・平成 23 年度から平成 26 年度 各種調査・施設基本計画等
- ・平成 25 年度から平成 30 年度 環境影響調査業務・PFI アドバイザリー業務
- ・平成 29 年度から平成 34 年度 周辺道路用地買収・道路工事等
- ・平成 33 年度から平成 35 年度 プラント建設工事
- ・平成 36 年度 稼動予定

5 債務負担行為

- ・事項 環境影響調査(動植物保全計画策定)
- ・期間 平成 28 年度から平成 30 年度まで
- ・限度額 58,800 千円(平成 29 年度:26,000 千円、平成 30 年度:32,800 千円)

浜松市災害廃棄物処理計画策定事業

環境部ごみ減量推進課(電話:453-6192)

1 目的

大規模災害時等の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うため、国の「災害廃棄物対策指針」及び「静岡県災害廃棄物処理計画」を踏まえ、「浜松市災害廃棄物処理計画」を策定するもの。

2 背景

- ・国は阪神・淡路大震災後に策定した「震災廃棄物対策指針」を東日本大震災の経験を踏まえ「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月公表)として全面改訂した
- ・県は国の「災害廃棄物対策指針」及び県の第4次地震被害想定を踏まえ、「静岡県災害廃棄物処理計画」(平成27年3月)を策定、公表した
- ・市町に対しては、平成28年度末までにそれらを基に、発災後の初期対応から復旧・復興までの市町災害廃棄物処理計画の策定又は見直しが求められている

3 計画の概要

(1) 策定の趣旨

国の指針及び県の計画を踏まえた内容とし、発災後の災害廃棄物処理実行計画を策定するための基礎資料とする。特に、発災後における各処理施設及び仮設処理施設の運用計画を重視し、遅滞なく処理が進むことを企図する。

(2) 策定項目

- ・災害廃棄物等の種類と発生量の推計及び処理フローの作成
- ・仮置場候補地の検討
- ・災害時処理困難物の検討
- ・処理対象区と仮置場の必要規模の検討
- ・搬送ルート及び運搬車両台数の検討
- ・災害廃棄物等処理能力の検討(生活系ごみ、し尿含む)
- ・災害廃棄物等処理体制の検討及び課題の整理

4 事業費 3,500千円

※ごみ減量推進運営経費10,293千円の一部

- ・委託料 3,500千円(計画策定業務)